

議案第 6 1 号

向日市職員の給与に関する条例の一部改正について

向日市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 8 月 2 9 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

向日市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条の4第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第15条の5第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第15条の7第1項及び第17条第7項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

〈参 考〉

向日市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第15条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第15条の6までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第15条の6においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し_____、又は死亡した職員（第17条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第15条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第15条の6までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第15条の6においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員（第17条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p>
<p>2～6 略</p>	<p>2～6 略</p>
<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第15条の5 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p>	<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第15条の5 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員_____</p>	<p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員<u>（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）</u></p>
<p>(3)及び(4) 略</p>	<p>(3)及び(4) 略</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第15条の7 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し_____、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第15条の7 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても</p>

同様とする。

2～5 略

(休職者の給与)

第17条 略

2～6 略

7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第15条の4第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し

_____、又は

死亡したときは、第15条の4第1項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

8 略

同様とする。

2～5 略

(休職者の給与)

第17条 略

2～6 略

7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第15条の4第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号

に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は

死亡したときは、第15条の4第1項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

8 略